



交通ルールの確認 1

1. 自転車は、原則車道の**左端**を通行しましょう。
2. 路側帯が設けられている道路では、自転車は**左側**に設置された路側帯のみ通行可能です。
3. 例外的に自転車が歩道を通行する場合、歩行者の通行を妨げないように車道寄りを**徐行**します。
4. 自転車が車道を通行する際は、自動車と同様に**車両**用信号に従って通行します。
また、信号機のある交差点では左折車の内輪差による**巻き込み**事故に注意しましょう。
5. 自転車が歩道を通行する際は、**歩行者**用信号に従って通行します。
また、自転車で交差点を通行するときは、単に自動車の存在を確認するだけではなく、ドライバーと**アイコンタクト**をするなどして自分に気付いているかどうかを確認することが大切です。
6. 信号機のない見通しの悪い交差点を通行する際は、標識や表示に従い、停止線の**手前**で停止し、交差道路の安全を確認してから通行します。
7. 自転車が車道の**右側**を通行する逆走は、駐停車車両の横を走行してくる車両と正面衝突する危険やその他の交通事故を引き起こす原因となりうるため、絶対にやめましょう。
8. 自転車乗用中死者の損傷部位で見ると、**頭部**が約 7 割と大きな割合を占めています。
自転車を運転するときは、子どもだけでなく大人も**ヘルメット**を着用するように努めましょう。また、自転車乗用中に、手で持ったり周囲の音が聞こえないような状態で**ケータイ(スマホ)**を使用することは禁止されています。
9. 自転車は、乗る前はもちろんのこと定期的に専門の整備士に見てもらい**点検**しましょう。
整備のポイントは**ブタハシャベル**。
10. 自転車が加害者になった場合、**刑事的**責任・**民事的**責任・**道義的**責任・**行政的**責任の 4 つの責任が生じます。また、業務で自転車を使用中に起こした事故は、**個人賠償**責任保険では保証されないので、事業主が**事業者**用の**賠償**責任保険に加入する必要があります。